

資料編

1. 計画の策定経過

| 年月日 | 内 容 | |
|-----------------------------------|--|--|
| 平成 26 年 2 月 17 日～ 3 月 10 日 | 市民アンケート | 無作為抽出による 20 歳以上の市民を対象に実施 (2,000 件配布、うち 1,079 件回収、回収率 54.0%) |
| 7 月～9 月 | 団体アンケート | 深谷市で活動するボランティア団体、民生委員児童委員、自治会を対象に実施 (36 件配布、うち 29 件回収、回収率 80.6%) |
| 9 月 2 日 | 第 1 回 深谷市地域福祉計 画策定委員会・深谷 市地域福祉活動計 画策定委員会 | 報告事項第 1 号 市民アンケート調査結果報告書 について 報告事項第 2 号 深谷市地域福祉計画進行管理票 について 協議事項第 1 号 第 2 次深谷市地域福祉計画・第 2 次深谷市地域福祉活動計画骨子案について 協議事項第 2 号 今後のスケジュールについて |
| 10 月 21 日 | 第 2 回 深谷市地域福祉計 画策定委員会・深谷 市地域福祉活動計 画策定委員会 | 報告事項第 1 号 庁内評価に対する委員意見につ いて 報告事項第 2 号 団体調査結果について 協議事項第 1 号 第 2 次深谷市地域福祉計画・第 2 次深谷市地域福祉活動計画素案について |
| 11 月 27 日 | 第 3 回 深谷市地域福祉計 画策定委員会・深谷 市地域福祉活動計 画策定委員会 | 協議事項第 1 号 第 2 次深谷市地域福祉計画・第 2 次深谷市地域福祉活動計画素案について 協議事項第 2 号 素案に対する意見募集（パブリックコメ ント）の実施について |
| 12 月 25 日～ 平成 27 年 1 月 21 日 | 計画（案）に対する 市民意見の募集 (パブリックコメ ント) | 市内公共施設 17 か所及びホームページ上に公開 し、市内に在住、在勤、在学する者及び市内の事業 所、各種団体より意見を募集 (1 団体より 2 件の意見) |
| 2 月 2 日 | 行政経営会議 | 第 2 次深谷市地域福祉計画の策定について |
| 3 月 17 日 | 平成 27 年深谷市議 会第 1 回定例会原 案可決 | 第 2 次深谷市地域福祉計画の策定について |

2. 深谷市地域福祉計画策定委員会・深谷市地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

深谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、深谷市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 市内小・中学校長の代表者
- (5) 深谷市人材バンクの登録者
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(市民会議)

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し調査及び検討を行うため、市民会議を置くことができる。

- 2 市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

深谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 深谷市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、深谷市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 市内小・中学校長の代表者
- (5) 深谷市人材バンクの登録者
- (6) 深谷市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市民会議)

第7条 委員会に提案する事項について、協議し、又は調査及び検討するため、委員会に市民会議を置くことができる。

2 市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、深谷市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

3. 深谷市地域福祉計画策定委員会・深谷市地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

(要綱順・敬称略)

| 区分 | | 氏名 |
|----|--------------|-------|
| 1号 | 学識経験者 | 稻葉一洋 |
| 2号 | 社会福祉関係団体の代表者 | 内田輝雄 |
| 2号 | 社会福祉関係団体の代表者 | 木村美佳 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 柏村行男 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 宮島典子 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 山口玲子 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 丸山眞之亮 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 太田良一 |
| 3号 | 市民活動関係団体の代表者 | 大澤孝 |
| 4号 | 市内小・中学校長の代表者 | 神田昌文 |
| 5号 | 深谷市人材バンクの登録者 | 田島裕子 |
| 6号 | 市職員 | 沢野進 |

4. 用語集

あ行

NPO

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

NPO法人

民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことにより、法人格の取得が可能となる。

大里広域市町村圏組合

深谷市のほか、熊谷市、寄居町で構成される広域行政組織（一部事務組合）。主にごみ処理施設（ごみ焼却施設、不燃物処理場）や介護保険事業の運営等を行っている。

か行

協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ど�数に相当する。

こども110番の家

子どもたちが登下校時や公園・広場等で、トラブルに巻き込まれそうになった時に、緊急避難先として駆け込める民家や事業所のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

社会的孤立

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。

渋沢栄一（1840～1931年）

現深谷市血洗島出身。1867年に渡欧して西欧先進諸国を歴訪し、経済制度や近代的技術を見学する。帰国後、日本最初の銀行である第一国立銀行をはじめ、鉄道・製紙・造船など500社にものぼる企業の設立・育成に関わる。また、福祉や教育などの社会事業にも熱心に取り組み、600余りの社会福祉事業に力を注いだ。社会福祉協議会の源流で、1908年に設立された「中央慈善協会」の初代会長は渋沢栄一である。

社会福祉協議会

地域住民やボランティア団体、社会福祉施設などの関係者と協力して、さまざまな福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことができる『福祉のまちづくり』を目指す民間の非営利団体。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

成年後見制度

精神上の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

地域福祉研修会

地域福祉を推進するための担い手を育成することとした研修会のこと。

地域福祉懇談会

「地域支え合いマップ」の更新作業や、地域での見守り活動における情報交換等を実施するための会議のこと。

地区社協

深谷市の場合「社会福祉協議会支会」を指す。住みやすい地域社会づくりを目指して、住民が進んで福祉活動へ参加できるようにつくられた組織。

は行

ハザードマップ

地震や洪水などの災害が起きたときの危険箇所などを予測し、地図にまとめたもの。

バリアフリー

高齢者や障害者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称。段差等の物理的な障害のほか、障害のある方の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。

福祉サービス利用援助事業

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立した生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的として、サービスの利用や日常金銭管理を支援するための事業。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

ふれあい・いきいきサロン

地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の親子などが自宅から歩いて行ける場所に集い、協働で企画し活動内容を決め、交流を通して仲間づくりを促す活動。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

(深谷市)ボランティア交流センター

市内で活動するボランティア団体や個人の交流や情報交換、ボランティア活動への支援を目的とした施設で、平成21年12月に開館した。施設内にはボランティアルームや録音室・朗読室、点訳室などを備えているほか、社会福祉協議会が入居している。また、施設の2・3階は「深谷市立教育研究所」となっている。

(深谷市)ボランティアセンター

市内におけるボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために設置され、深谷市社会福祉協議会がその運営にあたっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整、“ボランティアだより”の発行などを行っている。

ま 行

(深谷市)見守りネットワーク

一人暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを、隣近所や民生委員児童委員などが行う「見守り活動」を通じて早期に発見し、福祉の専門機関などにつなげていくこと。

民生委員児童委員

民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力をすることとされている。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「誰もが一人の人間として尊重され、自分の意思に基づいて活動し生活する権利を有している」ことを基本的な考え方としている。

養育者家庭

親がいないため親に代わって子どもを育てている家庭のこと。

